

平成28年5月25日

平成28年第2回  
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第54号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第55号	専決処分の承認を求めることについて	4
議案第56号	専決処分の承認を求めることについて	9
議案第57号	宮代町災害見舞金等支給条例について	13
議案第58号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	16
議案第59号	宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について	18
議案第60号	宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	20
議案第61号	平成28年度宮代町一般会計補正予算（第1号）について	23

## 議案第54号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成28年5月25日提出

宮代町長 榎本和男

## 提 案 理 由

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたことから、同日に宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成28年3月31日

宮代町長 榎 本 和 男

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「26万円」を「265,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮代町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第55号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成28年5月25日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町税条例等を改正する必要性が生じたことから、同日に宮代町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

宮代町税条例等の一部を改正する条例（別紙）

平成28年3月31日

宮代町長 榎 本 和 男

宮代町税条例等の一部を改正する条例  
(宮代町税条例の一部改正)

第1条 宮代町税条例(昭和31年宮代町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第12項を同条第19項とし、同条第11項を同条第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

附則第10条の2中第10項を第16項とし、第9項を第15項とし、第8項を第9項とし、同項の次に次の5項を加える。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(宮代町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宮代町税条例等の一部を改正する条例(平成27年宮代町条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」

に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項の表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の宮代町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 7 新条例附則第10条の2第14項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第10条の2第18項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第56号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成28年5月25日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町都市計画税条例を改正する必要性が生じたことから、同日に宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成28年3月31日

宮代町長 榎 本 和 男

## 宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例

宮代町都市計画税条例（平成22年宮代町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第14項中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第18条第1項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第7項から第9項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第9項」を「附則第10項」に、「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項の前の見出しを削り、同項を附則第11項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）」を付する。

附則第9項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項の前の見出しを削り、同項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第5項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第3項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第42項の条例で定める割合）

4 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宮代町都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第4項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

議案第57号

宮代町災害見舞金等支給条例について

宮代町災害見舞金等支給条例を別紙のとおり提出する。

平成28年5月25日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

災害により被害を受けた町民に見舞金等を支給するため、新たに宮代町災害見舞金等支給条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町災害見舞金等支給条例

### (目的)

第1条 この条例は、町民が災害により被害を受けたとき、被災者又はその遺族に対し、災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することにより、町民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 災害発生時に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により宮代町の住民基本台帳に記録されている者及び法令に基づく避難措置等により町内に居所を置く者をいう。
- (2) 災害 町内において発生した火災又は風水害若しくは地震等の自然災害をいう。

### (災害見舞金の支給)

第3条 町長は、災害により次の各号に掲げる被害を受けた町民（第2号に規定する被害については、当該住居に居住する世帯の世帯主）に対し、当該各号に掲げる額の災害見舞金を支給する。ただし、世帯主が死亡したときは、当該世帯主と同一世帯の者に支給する。

- (1) 重傷 1人につき30,000円
- (2) 住居の損害 次に掲げる損害の程度に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア 全焼、全壊又は流失 1世帯につき100,000円
  - イ 半焼又は半壊 1世帯につき50,000円
  - ウ 床上浸水 1世帯につき20,000円

### (弔慰金の支給)

第4条 町長は、町民が災害により死亡したときは、その遺族に対し弔慰金を支給する。

- 2 弔慰金の額は、災害により死亡した者1人につき100,000円とする。
- 3 弔慰金を支給する遺族の範囲は、災害により死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。
- 4 弔慰金を支給する遺族の順序は、前項に掲げる順序とし、災害により死亡した者の死亡当時において、当該死亡者と同一世帯であった遺族を優先する。

### (支給の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金等を支給しないことができる。

- (1) 災害による被害がその被災者の故意により生じたものであるとき。
- (2) 災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年宮代町条例第13号）第3条に規定する災害弔慰金が支給されるとき。
- (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救助が適用されるとき。

(申請)

第6条 見舞金等の支給を受けようとする者は、災害により被害を受けた日から30日以内に罹災証明又は医師の診断書を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、申請し難い特別の事情があると町長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに見舞金等の支給の可否を決定するものとする。

(差額の支給)

第8条 第3条第1項第1号の規定により災害見舞金を支給した後において、当該負傷に起因して30日以内に第4条第1項に該当することとなったときは、その差額を支給するものとする。

(見舞金等の返還)

第9条 町長は、見舞金等を支給した後において、次の各号のいずれかに該当する事実があることが判明したときは、当該見舞金等の返還を命ずることができる。

- (1) 災害による被害がその被災者の故意により生じたものであったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によって見舞金等の支給を受けたとき。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、見舞金等の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第58号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について  
災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年5月25日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

宮代町災害見舞金等支給条例の制定に合わせ、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年宮代町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この号及び次号において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- （3）死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第59号

宮代町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について  
宮代町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年5月25日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

こども医療費の支給対象者に関する事項の整理を行うため、宮代町こども医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

宮代町こども医療費支給に関する条例（昭和48年宮代町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、対象となるこどもに係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を国又は地方公共団体に負担される状態となった者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年5月25日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第29条及び第31条中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第43条第8号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第44条及び第47条中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。  
附則に次の4項を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。
- 7 前項の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 8 附則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数

に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

- 9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第61号

平成28年度宮代町一般会計補正予算（第1号）について  
平成28年度宮代町一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。  
平成28年5月25日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

臨時福祉給付金の実施及び各種助成事業の採択、実施等に伴い、平成28年度宮代町一般会計予算に1,829万6,000円を追加し、総額を94億1,237万4,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。